

仮釈放制度の法律化と社会化：必要的仮釈放制度と 任意的仮釈放制度の提唱

武内，謙治
九州大学大学院法学研究院：助教授

<https://hdl.handle.net/2324/14618>

出版情報：21世紀の刑事施設：グローバル・スタンダードと市民参加，pp.228-235，2003-07-20.
NIPPON HYORONSHA
バージョン：
権利関係：

[12] 仮釈放制度の法律化と 社会化

——必要的仮釈放制度と任意的仮釈放制度の提唱

武内謙治

◆キーワード

仮釈放、必要的仮釈放、任意的仮釈放、法律化、社会化

1 はじめに

仮釈放制度を捉え直す必要性が、高まっている。社会状況の変化の中で、行刑のあり方自体が改革を迫られており、それに伴い政策的・法的に仮釈放制度の改革を図ることが、焦眉の課題となっている。

一方で、わが国においても過剰収容がすでに厳しい現実問題となっている¹⁾。刑事政策的・財政的矛盾を回避する意味においても、拘禁の長期化や過剰収容を後押しする政策を選択することはもはやできない。

他方で、現代においては、情報公開や自己情報のコントロールに関する法意識が強まり、社会制度の整備が進んでいる。また、ボランティアの社会的実践の積み重ねとして市民同士の新たなつながりもみられるようになっていく。今日、行刑が社会の中で孤立することを回避し、社会的な正当性をつなぎとめておこうとするのであれば、関係官庁・施設による情報公開や被収容者自身による自己情報のコントロール、さらにはボランティアの実践をも行刑システムの内部に取り込むことが不可避である。その意味で、行刑制度は被収容者自身と社会に対して開かれたものとならなければならないだろう。

仮釈放制度がいわば行刑の出口に位置し、社会との接合点となっているこ

とを考慮すれば、行刑が直面する今日的課題の中で仮釈放制度をどのように理解するのかは、行刑の「法律化」、「社会化」の試金石になろう。

本稿は、殊に行刑の「法律化」と「社会化」という観点から仮釈放制度の捉え直しを試みることを目的とする。以下では、まず、現行制度の概要と特徴をみた上で、行刑の「法律化」と「社会化」という観点から仮釈放制度のあり方を考えてみることにする。

2 現行制度の概要と問題点

仮釈放に関する現行の手続を概観しておこう。仮釈放の手続は、被收容者が仮出獄適格を得た時点で施設長がその旨を地方更生保護委員会に通告することで開始される（犯罪者予防更生法 29 条 1 項）。委員会による審理は、職権審理によることが可能であるが、通常は施設長からの申請を受けて行われる。仮釈放審理は、施設側の用意した犯罪事情、身上事情、行刑成績、行刑事情などに関する記録や、保護観察官などが整えた環境や保護の事情についての記録を参照しながら、本人の資質・人格・生活歴、在所中の生活状況・行状、将来の生活計画や職業知識、入所前の生活方法や帰住後の環境、家族関係その他の関係事項を調査して行われる。委員会の決定は委員 3 人の合議でなされるが（犯罪者予防更生法 16 条 1 項）、主査委員は被收容者本人と面接するのが原則とされている。審理の結果、仮釈放不相当のときは申請棄却、悔悟の情や更生意欲が認められて再犯のおそれがなく、社会感情もそれを是認しているなど仮釈放相当のときは許可決定がなされる。

現行制度は恩恵的色彩が強いものとして特徴づけられうる。地方更生保護委員会への通告は施設長の法律上の義務であるが（犯罪者予防更生法 28 条）、被收容者は仮釈放申請権をもたず、仮釈放審査に関係する記録の閲覧権なども有しないと理解されている。また、仮釈放申請が却下された場合に不服申立てもできないと理解されている。しばしば指摘されるように、仮釈放の審理を行う地方更生保護委員会も実際には多くの行刑関係者によって構成されるのが現実だとすれば、仮釈放に関する現行の制度は社会との関係において「閉じられた」ものであるともいえる。

現行制度下においても、被收容者の円滑な社会復帰を果たすという目的か

ら仮釈放段階において矯正と保護の連携の強化を図る試みがみられる。施設からの申請前に保護観察官が施設に赴いて仮釈放準備調査を行う試みや施設駐在官制度など、1984年頃から始まる「仮釈放積極化」の動きは、現行制度を前提とすれば、過小評価されるべきではなかろう²⁾。しかし、施設内処遇と社会内処遇とを架橋する試みもつ意義を強調すればするほど、現在の行刑制度の社会に対する閉じられた性格が浮かび上がる。だが、先に確認した現代の社会的変化の中において、このような閉ざされた行刑制度や仮釈放制度を維持することはすでに困難なのである。

3 仮釈放制度の法律化と社会化

(1) 行刑の法律化と仮釈放

閉ざされた仮釈放制度を維持することが困難であるとするれば、それはどのようにあるべきだろうか。自由刑の性格づけや「処遇」の位置づけとの関係で、仮釈放の「法律化」について検討を加えてみることにしよう。

仮釈放は、社会との接合点に位置しつつ行刑過程の一段階をなしている。そのため、仮釈放の法的性格に関する理解は、自由刑の性格づけや「処遇」の位置づけを直截に反映する。本来的な身体の拘束を超えて、人格改善や教育などの「処遇」をも「自由刑」の内容に含めるのであれば、仮釈放は自由刑の内容をなす「処遇」の一形態として位置づけられるか、「処遇」としてではないが自由刑の一部を構成するものとして理解されることになる。いずれにしても、この前提の下では仮釈放は被収容者の権利と結びつかない。「処遇」であるか否かにかかわらず、最終的には義務を伴う刑の枠組みの中にあるものとして仮釈放が理解されるからである。あるいは、自由刑の枠組みとは無関係に仮釈放を全くの恩恵的な措置として位置づけることも可能ではある。だが、こうした理解に立つとしても、仮釈放が被収容者の権利と結びつかないという点では、同じ結論に至ることになる。

「処遇」が自由刑の一内容をなすという理解が今日もなお維持されうるかには、根本的な疑問がある。自由刑純化論が教えているように、刑の執行段階という局面といえども法が事前に明示した内容を超える措置を強制的にとることは、近代国家においては許されない。むしろ、個人が国家と直接に対

峙する局面であるからこそ、行刑段階は権利義務関係を明確化するために法律化されざるをえない。処遇と刑罰とは切り離さざるをえず、国家による特定の措置を恩恵として位置づけることもできない。仮釈放段階についても、この点は変わるところがない。

その上でさらに注意を向けなければならないのは、自由刑の本来的な内容をなす身体的自由の拘束自体がもつ弊害である。短期自由刑の弊害として語られてきた事柄が、その実、自由刑一般に内在する弊害であることが近時自覚されてきているように、身体的自由の拘束それ自体が被収容者に環境的・精神的・生理的弊害をもたらしうる。現代の国家は、自由刑それ自体をいまだ完全に超克しきれていないままに、完全な形で自由刑の純化を図らなければならないという近代的な要請を受けている。ここからは、拘禁による弊害の回避、最小限化のために拘禁期間それ自体の短縮化を図ると同時に、拘禁による弊害を除去し、少なくとも施設収容以前の状態と同程度には被収容者の生活を再建し³⁾、恢復させる措置をとる義務を国家自らが引き受けるほかない、ということになろう。そして、この弊害除去のための措置こそを刑罰と切り離された広い意味での処遇の一環として捉えることができる⁴⁾。

自由刑を超克しきれていない現況での自由刑純化の要請に鑑みれば、仮釈放制度は、まず拘禁による弊害を最小限化する国家的義務に対応する形で、一般的で絶対的な拘禁期間の短縮化と結びつかなければならない。それに加えて、自由拘束の弊害除去義務に対応する形で釈放時期を早期化するための個別的な制度をも構想することができる。生活再建がすでに達成されているにもかかわらず拘禁状態が継続されてしまえば、弊害は最小限にとどめられないからである。この場合、被収容者は仮釈放申請権をもつことになる。この意味においても、仮釈放段階においても行刑は法律化せざるをえないのである。

(2) 行刑の社会化と仮釈放

自由刑の純化を推し進めれば、被収容者は法律により事前に明示されている内容を越えた自由の制限を受けることは許されないことになる。結果、刑事執行施設内での生活も可能な限り一般社会と同様のものとされなければならないだろう。その意味で、自由刑の純化は、施設内における生活の社会化

を導くということができる。たとえば、一般社会との通信や面会などの制限は最小限化されなければならない。

しかし、行刑の「社会化」といった場合、これにとどまらない。自由拘束の弊害除去義務が国家にあることからすれば、行刑過程全体が、被収容者自身の施設内における生活環境の社会性を保持しつつその生活を再建する（強制的なものではない）過程であるといえる。一般社会との接触の保持や交流の活性化が絶対的に必要になる。のみならず、社会に対する説明責任という観点からは、監視行為をも含んだ行刑への市民参加が不可欠となる⁵⁾。一見外在的な要求にみえるこの観点は、その実、行刑が制度としての社会的正当性を担保するための内在的な要請でもある。

行刑全体が社会化の要請を受けるものであるとすれば、当然に仮釈放段階も社会化せざるをえない。仮釈放の可否を審理する機関にも市民参加が認められるべきことになる。

(3) 具体的制度のあり方

法律化、社会化した仮釈放制度を、いま少しく具体化してみることにしよう。

仮釈放制度の大枠として、「必要的仮釈放」と「任意的仮釈放」という制度を並立させることができる。前者は拘禁による弊害を回避するために拘禁期間を一般的・絶対的に短縮するものである。後者はむしろ拘禁による弊害の除去や弊害からの恢復という国家的義務と関係し、個別的な被収容者の生活再建と関連づけられる。生活再建がなされ自立的生活の展望があれば、拘禁の弊害を回避するために短縮される刑期を待つ必要はない。それ以前の段階で被収容者自身に仮釈放申請権が認められなければならない。

仮釈放の基準について、必要的仮釈放と任意的仮釈放の双方において、積極的な意味での「善行保証」は問題とならない⁶⁾。必要的仮釈放制度に関しては、形式的な事柄が判断要素となり⁷⁾、任意的仮釈放制度は生活の再建が目安になることになる⁸⁾。仮釈放の申請が却下された場合には不服を申し立てる権利を保障する必要もあろう⁹⁾。

仮釈放の審理については、行刑の社会化の要請からの帰結として、弁護士などの法律家、場合によっては NGO 活動の経験者などの関与を認めるべき

であろう¹⁰⁾。社会化の要請からは、殊に任意的仮釈放に関する審理の場におけるソーシャルワーカーの意見聴取が必要である¹¹⁾。生活再建という任意的仮釈放の性格からもその必要性が高い。行刑の法律化の観点からは、仮釈放の審理においては単なる面接にとどまらない「聴聞」手続が必要になる。代理人・補佐人の選任権の保障も必要である。加えて、自己情報のコントロールという観点からは、判断資料の開示請求権を認めることが不可欠になる。

4 むすびにかえて

行刑の「出口」に位置し、社会との接合点になっている仮釈放をいかに法律化し、社会化するのは、行刑全体が被收容者本人と社会に対しいかに開かれているかのバロメーターである。

過剰收容を背景事情にして、いわば収支の帳尻を合わせるためだけに、仮釈放を積極化するということは、政策論としても認められるべきではなからう¹²⁾。過剰收容の根元的な問題を探ることなしには、仮釈放の積極化も弥縫策に墮する危険性が高い。むしろ、過剰收容を招いている立法政策や実務的な施策の政策的な妥当性こそが問われなければならない。しかし、逆に、行刑全体の法律化と社会化が立ち遅れていることのひとつの結果として過剰收容状態が生じているともいえる¹³⁾。その意味で、過剰收容という現実問題は、あるべき行刑制度と仮釈放制度を論じるための極めて重要な糸口となりうる。仮釈放ばかりでなく行刑全体の法律化と社会化を実現することこそが、法的のみならず政策的にも目下の急務なのである。

- 1) 法務省矯正局の速報値によれば、2001年12月31日現在の行刑施設被收容者数は、65,507人（うち既決被收容者数は53,646人）であり、全体の收容率は102.0%、既決被收容者に関しては110.9%である。刑事執行施設の收容動向に関する研究として、滝本幸一・細川英志「行刑施設の收容動向等に関する研究」法務総合研究所研究部報告20（法務総合研究所、2002年）を特に参照。
- 2) この時期における仮釈放の積極化の施策に関しては、菊田幸一「仮釈放の積極策をめぐって」判例タイムズ667号（1988年）4頁以下、瀬川晃『犯罪者の社会内処遇』（成文堂、1991年）180頁以下を特に参照。

- 3) 刑事施設の被収容者の中には、そもそも社会的に冷遇された者も少なくない。ここでの議論の前提として、社会環境的負因を除去し、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する義務がそもそも国家にあることはいうまでもない。
- 4) 土井政和「仮釈放と適正手続」犯罪と非行 108号 (1996年) 78頁以下を特に参照。
- 5) 行刑の「社会化」に関する議論の位相に関して、森本益之『行刑の現代的展開』(成文堂、1985年) 215頁以下を特に参照。同「受刑者の仮釈放」犯罪と非行 59号 (1984年) 2頁以下も参照。現代における「行刑の社会化」が、被収容者の自由権の権利に基盤を置いた「妨害排除」的なものや「官主導」による民間「協力」にとどまることができず、「コミュニティ・プリズン」構想からの捉え直しが必要となっていることに関しては、中川孝博「コミュニティ・プリズン構想の提唱」(本書第I部 [3]) を参照。
- 6) 日本弁護士連合会拘禁二法案対策本部『解説・日弁連刑事処遇法案』(1994年) 85頁以下は、「悪い行為(懲罰対象行為や重大な遵守事項違反行為)」を行わないという意味での善行保持を条件として善時制的な制度を提案する。また、吉岡一男『自由刑論の新展開』(成文堂、1997年) 216頁は、仮釈放制度を「スムーズな刑の執行に応じるものとして」善時制的に運用することを提案している。
- 7) そのため改訂案では、懲罰として削除が決定されない限り原則としてカウントされる「必要的仮釈放ポイント」を基準とすることが提案されている(第134。必要的仮釈放)。仮釈放ポイントは1月ごとに一定日数で決定し、刑の長期化に比例してポイントを累進的に増加させることになる。
- 8) 具体的には、個別的処遇計画の達成が重要な要素となる(第132。任意的仮釈放の審理)。個別的処遇計画の達成を審査基準とすることでモラリスティックな要素が持ち込まれることも危惧されうるが、この点は、個別的処遇計画の作成・実施の際に被収容者との合意原則が貫徹されることで解決できると考えられる。
- 9) 仮釈放不許可の不利益性に関しては、瀬川・前掲注2) 355頁を参照。
- 10) 改訂案第128。なお、ソーシャルワーカーは、その活動の独立性と自立性を保つために、仮釈放委員会の委員とはすべきではなからう。
- 11) 改訂案第132。行刑の社会化の要請からは、行刑過程全般におけるソーシャルワーカーの関与が不可欠である。仮釈放審理もソーシャルワーカーの関与を前提すべきことになる。
- 12) この点に関しては、小野坂弘「仮釈放制度について」法政理論 22巻2号 (1989年) 89頁以下も参照。
- 13) わが国の矯正・保護の現状に関して、社会内処遇の資源が貧困であることが指摘されることがある。しかしそこには、行刑が閉ざされているがゆえの

社会内処遇資源の貧困さ、という問題も潜んでいる。被収容者や刑余者、そして仮釈放制度自体を取り巻く社会的現実は今より厳しさを増していると考えられるが、こうした社会的現実に対処するためにも、行刑全体が社会に関わったものでなければならないであろう。